

大田区立久原小学校 PTA 個人情報取扱規程

(目的)

第1条

本規程は、大田区立久原小学校 PTA(以下「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に 関し 必要な事項を定めることにより、本会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護 すること を目的とする。

(用語の定義)

第2条

この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)個人情報:生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又 は 個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識 別で きないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなる ものを含 む。)をいう
- (2)本人:前号の個人情報により識別可能となる特定の個人をいう
- (3)要配慮個人情報:個人情報のうち、人種、信条、社会的身分、病歴、前科、犯罪被害情報その他本人 に対 する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとし て個人 情報保護に関する法令に定めるもの

(責務)

第3条

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会の活動を通じて個人情報を保護し、安全に管 理 することに努めるものとする。

(個人情報保護管理者)

第4条

- 1 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。
- 2 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理、保存、廃棄、開示、訂正、苦情申 立て その他の取扱いに関し、必要なルールを定め、適正に処理する責務を負う。
- 3 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報 保 護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

(個人情報の収集)

第5条

- 1 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。2 本 会は、要配慮個人情報については取得しない。

(個人情報の利用の制限)

第6条

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。

(個人情報の管理)

第7条

個人情報保護責任者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について 適正な措置を講じなければならない。

- (1)紛失、破損その他の事故防止
- (2)改ざんおよび漏洩の防止
- (3)個人情報の正確性および最新性の維持

(4)不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去
(第三者への提供の制限)

第8条

本会にて収集した個人情報は、次の各号に該当するときを除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者へ提供しない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者からの提供)

第9条

本会が第三者(前条各号に該当する場合および東京都、大田区(大田区立久原小学校含む)を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の各号に掲げる事項について確認し、記録する。ただし、事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする。

- (1)第三者の氏名
- (2)第三者が個人情報を取得した経緯
- (3)提供を受ける対象者の氏名
- (4)提供を受ける情報の項目
- (5)対象者の同意の有無

(漏えい時等の対応)

第10条

- 1 個人情報の漏えい、紛失その他、本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見したときは、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
- 2 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を遅滞なく調査し、適切な措置をとる。

(個人情報の開示請求等)

第11条

本会は、本人から保有する個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(周知および研修)

第12条

個人情報保護責任者は、役員、委員、会員その他個人情報を取り扱う者に対して、個人情報の取扱いに関する留意事項について周知し、定期的に研修を実施する。

(苦情申立て)

第13条

個人情報保護責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(雑則)

第14条

本規程の改廃は、総会において行う。

附則

この規程は、2022年4月1日から施行する。